

3 「規制」の事後評価（プログラム評価）

3-3-1 規制の事後評価の2類型： 規制の事後評価として取り組まれている「プログラム評価」には、実施機関の特性で大別すると、（1）第三者的機関による外部評価と、（2）規制所管府省自身による自己評価とが存在する。以下、上記2つに分けて説明する。

（1）第三者的機関によるプログラム評価

評価ガイドライン等における規定事項

3-3-2 【米国】会計検査院による実施： 米国の場合には、GAOが各府省の様々な取組みに対するプログラム評価を実施しており、規制もその対象の中に含まれている。これは、各連邦政府機関が実施した施策を評価するもので、その結果、各連邦政府機関の内部統制（Internal Control）の向上を通じて、マネジメントの改善が実現されることを目的としている。分析の視点となる内部統制について、GAOは次のように定義している。

Internal Control（内部統制）

各機関のマネージャーのマネジメント要素を統合するものであり、以下のような目的が達成されることを合理的に保証するものである。

- ・業務執行の有効性と効率性
- ・財務報告の信頼性
- ・法・規則の遵守

評価事例における取組実態

3-3-3 【米国】様々な評価レポート： GAOにより、内部統制の視点から作成する評価レポートは、規制を含むすべての施策分野を対象に作成される。また、各府省の個別の取組（施策、規制等）に加えて、府省横断的に対象を設定しているレポートも複数存在する。実際には、規制に関するプログラム評価の事例として、以下のような評価が行われている。

なおGAOでは、規制所管府省がRIAで行った分析がどの程度正確であったか、実際に成立した規制がどのように運用されているか等の観点から、今後さらに、規制の事後評価を強化していきたいとの指摘があった。先述の各政府機関の内部統制の向上という目的も含め、GAOにおけるこうした役割や機能は、我が国において総務省行政評価局が行っている行政評価・監視の役割や機能と類似、共通する部分が多い。

- “Regulatory Reform: Compliance Guide Requirement Has Had Little Effect on Agency Practice”
GAO-02-172, December 28, 2001

<http://www.gao.gov/new.items/d02172.pdf>

規制導入による中小企業への影響が大きいことにかんがみ、規制内容についての遵守ガイドラインを作成すること等を求めている「中小企業への規制執行公正法」(Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act)の規定の遵守状況を評価したレポート。1999年から2000年にかけて各府省が導入したすべての最終規制案(229本)を対象に、「各府省はガイドラインを作成しているか」、「各府省は作成したガイドをどのように活用しているのか。また、利用にどう配慮しているのか」を視点として分析している(対象はEPA他計5府省)。最終的には、同法で求める事項について十分に反映されていないとの結論を出している。複数の府省を横断的に評価している事例。

- “CIVIL PENALTIES: Agencies Unable to Fully Adjust Penalties for Inflation Under Current Law”
GAO-03-409, March 14, 2003

<http://www.gao.gov/new.items/d03409.pdf>

規制遵守を高めるためのツールである「罰則(罰金)規程」について、「インフレーション調整法」(Inflation Adjustment Act)では、インフレーションに応じて額を調整することが求められている。本評価では、各府省の罰金調整の状況(遵守、対応状況)を分析するとともに、具体的な改善対応を要求している。府省横断的に評価している事例。

- “Rulemaking: OMB's Role in Reviews of Agencies' Draft Rules and the Transparency of Those Reviews” GAO-03-929, September 22, 2003

<http://www.gao.gov/new.items/d03929.pdf>

規制導入の際に各府省の規制を事前にレビューするOMB(OIRA)の役割について、3つの視点(「OMBのレビューの過程と近年に実際に与えた影響」、「OMBによって規制案を改定・廃止した事例(健康、安全、環境に関わる連邦政府の9府省の事例)の分析」、「どのような基準に基づいてOMBは当該規制を重要と判断しているのか」)から評価を行っている。結論として、OMBのレビューは各府省の規制の立案に大きな影響を与える重大な役割(gatekeeper)を果たしていることから、レビューの過程をより透明にすべきであると指摘している。

(2) 規制所管府省によるプログラム評価

評価ガイドライン等における規定事項

3-3-4 【米国】各府省の上位目標との関係性を踏まえつつ実施： 米国におけるプログラム評価は、GPRA法（政府業績成果法：Government Performance Results Act）に位置付けられるものと、そうではないもの、とに大別できる。

米国連邦政府機関においては、従来から（規制の政策評価を含む）数多くのプログラム評価が実施されている。GPRA法により、各府省は実施するプログラム評価のうちその主要なものについて、毎年、年次業績計画書（Annual Performance Plan）に記載するとともに、その結果については年次業績報告書（Annual Performance Report）を通じて報告することが義務付けられている。このようにGPRA法の施行後においては、各府省の上位目標との関係性を踏まえてプログラム評価を実施することが求められるようになる等、より戦略的にプログラム評価を実施する段階に移行しつつある。

3-3-5 【英国】外部委託形式による実施が大半： 英国中央政府機関においては、「リサーチ・プログラム」(Research Programme)の枠組みを通じて、数多くのプログラム評価が実施されている。「リサーチ・プログラム」は、実施したプログラムを事後に評価するプログラム評価に該当するものと、今後の政策・施策の実施検討のために調査研究を行うものが存在している。外部委託の形式をとることにより、大学や研究機関等が評価主体（受託者）となって実施する場合が大半である。

評価事例における取組実態

3-3-6 【米国】様々な分野・様々な手法： 米国においては、規制に関するプログラム評価として、以下のようなものが実施されている。

➤ *“Occupational Safety and Health Administration: Regulatory Review of OSHA’s Grain Handling Facilities Standard.” March 2003*

http://www.dol.gov/_sec/media/reports/annual2003/appendix3.htm

米国労働省職場安全健康局（OSHA：Occupational Safety and Health Administration）によるプログラム評価。微粒子に曝される穀物産業（特に倉庫）で働く従業員の労働環境基準に関する規制のプログラム評価。1987年に導入した基準は真に必要であったか、また規制を改定すべきか、という観点から評価している（規制柔軟性法第610条、及び大統領令12866第5条が実施根拠）。規制の導入前後で、従業員の疾病の発生率が改善したこと、また、特に中小事業者に対しても悪い影響を及ぼすものではなかったという結論を出している。

- "Interim Assessment of the Empowerment Zones and Enterprise Communities (EZ/EC) Program: A Progress Report and Appendices (2001)"

http://www.huduser.org/intercept.asp?loc=/Publications/pdf/ezec_report.pdf

米国住宅都市開発省(Department of House and Urban Development)によるプログラム評価。「インナーシティ問題」を解決するために、就業機会の拡大とコミュニティ再生を通じた「都市再生」実現のために設定された特別地域(税制優遇、補助金の交付等)設定の成果に関するプログラム評価(10年間のプログラムの中間評価)である。優遇地域と、そこと社会経済環境が類似する地域(事後的に選定)とを比較するなど、with-without 分析(施策の有無による社会経済状況の相違を比較して施策の有効性を把握する分析手法)の視点に基づく分析を試みている。プログラムの有効性については、中長期的な傾向の把握が必要であり、また因果関係の立証にはより詳細な分析が必要である等、慎重な分析スタンスによって結論を導出している。

- "The Long-Term Effectiveness of Center High Mounted Stop Lamps in Passenger Cars and Light Trucks" NHTSA Technical Report Number DOT HS 808 696 March 1998

<http://www.nhtsa.dot.gov/cars/rules/regrev/evaluate/808696.html>

米国運輸省国家高速道路交通安全局(NHTSA : National Highway Traffic Safety Administration)によるプログラム評価。ハイマウント・ストップランプ装着義務規制(1986年)の長期的効果に関するプログラム評価である。規制導入によって回避された事故数、死傷者数、損害額(金額ベース)を算定している。これらは、8つの州政府(警察)から事故に関するデータの提供を受け、それをベースに分析したものである。一方、費用については、消費者が負担した(支払った)金額の総額を算定している。最終の結論として、当該規制は費用効果的であったと結論付けている。

- "Evaluation of Phase 1 of NHTSA's "Buckle Up America" Safety Belt Program" 2003

<http://www.dot.gov/perfacc2002/evaluations.html>

同じく米国運輸省 NHTSA によるプログラム評価。シートベルト装着率の向上に関する大統領のイニシアチブ(Buckle Up America: BUA)を受けて、NHTSA がその実現に向けて取り組んだプログラムの事後評価である。複数の関連データ(観察、事故、違反)を基に地域別、年齢別のシートベルト装着率を算定するとともに、事故発生の際の効果(死傷者数等)等も詳細に分析している。結論として、プログラムは、シートベルト装着率の向上と、それを通じての死傷者数の削減に寄与していると評価している。

- "Aircraft Noise Exposure (FAA)" 2002

米国運輸省連邦航空局(FAA: Federal Aviation Administration)によるプログラム評価。空港騒音の許容限度に関する法律(The Airport Noise and Capacity Act of 1990)に基づいて設定されている空港近辺の騒音基準について、特にひどい騒音の影響を受けている人・地域(人数、面積)について、同局が開発した計量分析モデル(Nationwide Airport Noise Impact Model: NANIM)により算定するとともに、航空会社の騒音規制の遵守状況も評価している(特にひどい騒音の影響を受けている人・地域は年々減少する方向に推移していると評価)。

なお FAA は同報告書において、将来、現行のモデルの改善を通じて、規制導入の効果を金額ベースに換算する方針を示している。